| 新 | 旧 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則  平成13年４月１日　　01-制度-00027  沿革　平成13年９月21日　一部改正  　平成14年４月17日　一部改正  　平成14年６月25日　一部改正  　平成14年９月17日　一部改正  　平成15年３月12日　一部改正  　平成15年６月19日　一部改正  　平成15年10月８日　一部改正  　平成16年４月１日　一部改正  　平成16年４月16日　一部改正  　平成16年９月28日　一部改正  　平成16年10月18日　一部改正  　平成17年３月29日　一部改正  平成17年９月16日　一部改正  平成18年３月20日　一部改正  平成18年９月21日　一部改正  平成18年11月29日　一部改正  平成18年12月27日　一部改正  平成19年３月14日　一部改正  平成19年９月21日　一部改正  平成20年3月21日　一部改正  （特約書の締結）  第１条　（略）  （特約書の内容の変更）   1. 特約書を締結した者（以下「特約書締結者」という。）は、特約書の内容を変更しようとするときは、別紙様式第３による貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書変更申込書を本店等に提出するものとする。   ２　特約書締結者は、前項の規定による特約書の内容の変更を特約書更新時に行おうとするときは、原則として、特約期間満了日の１月前までに別紙様式第３による貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書変更申込書を本店等に提出するものとする。  （特約期間中における輸出契約等の相手方の登録・格付変更等）  第３条　特約書締結者は、特約書第１条に定める特約期間中（以下「特約期間中」という。）に企総登録を行おうとするときは、原則として、保険申込み予定日の15日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。ただし、輸出契約等の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として、保険申込み予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。  　一　名簿（平成13年４月１日　01-制度-00063「海外商社名簿について」第１条に規定する海外商社名簿をいう。）に登録されていない場合  　二　格付の変更又は継続を要する場合  　三　特約書第５条第２号に規定する支払限度額（以下「支払限度額」という。）の設定を要する場合（第３項に規定する場合を除く。）  　四　海外支店等・子会社等登録を要する場合  ２　特約書締結者は、すでに企総登録されている輸出契約等の相手方が特約期間中に前項第２号又は第４号に該当することとなった場合は、原則として、保険の申込み予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。  ３　特約書締結者は、企総登録した輸出契約等の相手方の格付が変更され、貿易一般保険運用規程（平成13年４月１日　01-制度-00034。以下「貿易一般保険運用規程」という。）別表第２の「格付変更後の支払限度額の取扱い」の欄において「設定する」とされている場合に該当することとなったとき（ただし、特約書締結者自らが、企総登録等申請書により当該輸出契約等の相手方の格付変更の申請をしたときを除く。）は遅滞なく企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。  ４　特約書締結者は、貿易一般保険運用規程第57条第２項ただし書により支払限度額の変更を行おうとするときは、原則として、保険の申込予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。  ５　特約書締結者は、貿易一般保険運用規程第57条第３項により支払限度額の増額を行おうとするときは、原則として、最新の支払限度額の設定日から３月を経過した後であって、保険の申込予定日の30日前までに別紙様式第２－２による貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社の支払限度額増額申請書を本店等に提出するものとする。  ６　特約書締結者は、輸出契約等の相手方に係る企総登録を特約書第２条第２項の規定により削除しようとするときは、原則として、特約期間満了日の１月前までに書面によりその旨を本店等に届け出るものとする。  ７　特約書締結者は、企総登録した輸出契約等の相手方の名称又は住所が変更された場合は、「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」（平成13年４月１日　01-制度-00065）第４条に規定する手続に従い当該輸出契約等の相手方の名称又は住所を変更するものとする。  （特約書の更新時における支払限度額の変更等）  第４条　特約書締結者は、特約書の更新時に貿易一般保険運用規程別表代２の「支払限度額の取扱い」の欄において「設定する」とされている輸出契約等の相手方について支払限度額を設定しようとするときは、原則として、特約期間満了日の１月前までに企総登録等申請書を本店等に提出しなければならない。  第５条～第31条　（略）  　　　附　則  　この細則は、平成13年４月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成13年10月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成14年４月17日から実施する。  　　 附　則  　この改正は、平成14年７月１日から実施する。  　　　附　則  　１　この改正は、平成14年10月１日から実施する。  　２　第20条の規定にかかわらず、2001年３月31日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生通知書及び入金通知書の写しを添付し、本店等に提出するものとする。  　　　附　則  　１　この改正は、平成15年４月１日から実施する。  　２　第14条、第15条、第17条及び第20条の規定にかかわらず、当分の間、貿易一般保険（船積後）損失発生通知書（OCRシート3 1 0 1　）、改正前の貿易一般保険（船積後）危険発生通知書（OCRシート3 1 0 1 ）、貿易一般保険（船積後）入金通知書（OCRシート3 1 0 2）及び貿易一般保険（船積後）保険金請求書（OCRシート3 1 0 3）による提出を認めるものとする。  　　　附　則  　この改正は、平成15年６月30日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成15年10月14日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成16年４月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成16年５月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成16年10月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成16年10月18日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成17年４月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成17年10月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成18年４月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成18年10月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成18年12月４日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成19年１月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成19年４月１日から実施する。  附　則  　この改正は、平成19年10月１日から実施する。  附　則  　この改正は、平成20年４月１日から実施する。  別表１　（略）  別表２（第６条第１項関係）　（略）  別表３（第６条第３項、第４項及び第５項関係）  輸出契約等の重大な内容変更等  １　証券記載の船積期日の３月を超える延期又は最終対価の確認日の６月を超える延期  ２　代金等の決済条件の変更（最長ユーザンスの変更、船積期日又は対価の確認日をユーザンスの起算点とするもの以外の最終決済予定日（リテンション及びマイルストーンペイメントに係るものを除く。）の延期及び支払保証又は表示通貨の変更を含み、前受金の部分の変更を除く。）  ３　リテンションに係る代金等の最終決済予定日の延期（証券記載の決済予定日から６月を超える場合に限る。）  ４　マイルストーンペイメントに係る代金等の最終決済予定日の延期（証券記載の決済予定日から３月を超える場合に限る。）  ５　相手方、支払人又は日本貿易保険がＩＬＣ発行（確認）者を特定している場合の当該ＩＬＣ発行（確認）者の変更  ６　仕向国、支払国又はＩＬＣ発行（確認）国の変更  ７　輸出貨物又は仲介貿易貨物の変更  ８　当初又は内容変更承認後の代金等（元本に限る。）の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の代金等の額の５％以上かつ特約書に定める最低金額以上の増額  ９　海外支店等の再販売契約の締結（船積後３月以内に締結したものに限る。）  別表４（第13条関係）　（略）  別表５（第20条関係）　（略）  別紙様式第１－１      別紙様式第１－２　（略）  別紙様式第２－１          別紙様式第２－２、別紙様式第３　（略）  別紙様式第４  貿易一般保険包括保険（企業総合）（新規・変更・修正）申（込・請）書  （略）  　＊ＯＣＲシートは、日本貿易保険の本支店にご用意しております（無料）。  別紙様式第５～別紙様式第２９　（略） | 貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則  平成13年４月１日　　01-制度-00027  沿革　平成13年９月21日　一部改正  　平成14年４月17日　一部改正  　平成14年６月25日　一部改正  　平成14年９月17日　一部改正  　平成15年３月12日　一部改正  　平成15年６月19日　一部改正  　平成15年10月８日　一部改正  　平成16年４月１日　一部改正  　平成16年４月16日　一部改正  　平成16年９月28日　一部改正  　平成16年10月18日　一部改正  　平成17年３月29日　一部改正  平成17年９月16日　一部改正  平成18年３月20日　一部改正  平成18年９月21日　一部改正  平成18年11月29日　一部改正  平成18年12月27日　一部改正  平成19年３月14日　一部改正  平成19年９月21日　一部改正  （特約書の締結）  第１条　（略）  （特約書の内容の変更）  第２条　特約書を締結した者（以下「特約書締結者」という。）は、特約書の内容を変更しようとするときは、別紙様式第３による貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書変更申込書を本店等（日本貿易保険が特に定めた場合を除き、前条の規定により特約書申込書を提出した方に限り、名古屋支店に特約書申込書を提出した特約書締結者にあっては大阪支店とする。以下本条、第３条及び第４条において同じ。）に提出するものとする。  ２　特約書締結者は、前項の規定による特約書の内容の変更を特約書更新時に行おうとするときは、原則として、特約期間満了日の１月前までに別紙様式第３による貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書変更申込書を本店等に提出するものとする。  （特約期間中における輸出契約等の相手方の登録・格付変更等）  第３条　特約書締結者は、特約書第１条に定める特約期間中（以下「特約期間中」という。）に企総登録を行おうとするときは、原則として、保険申込み予定日の15日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。ただし、輸出契約等の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として、保険申込み予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。  　一　名簿（平成13年４月１日　01-制度-00063「海外商社名簿について」第１条に規定する海外商社名簿をいう。）に登録されていない場合  　二　格付の変更又は継続を要する場合  　三　特約書第５条第２号に規定する支払限度額（以下「支払限度額」という。）の設定を要する場合（第３項に規定する場合を除く。）  　四　海外支店等・子会社等登録を要する場合  ２　特約書締結者は、すでに企総登録されている輸出契約等の相手方が特約期間中に前項第２号又は第４号に該当することとなった場合は、原則として、保険の申込み予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。  ３　特約書締結者は、企総登録した輸出契約等の相手方の格付が変更され、貿易一般保険運用規程（平成13年４月１日　01-制度-00034。以下「貿易一般保険運用規程」という。）別表第２の「格付変更後の支払限度額の取扱い」の欄において「設定する」とされている場合に該当することとなったとき（ただし、特約書締結者自らが、企総登録等申請書により当該輸出契約等の相手方の格付変更の申請をしたときを除く。）は遅滞なく企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。  ４　特約書締結者は、貿易一般保険運用規程第57条第２項ただし書により支払限度額の変更を行おうとするときは、原則として、保険の申込予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。  ５　特約書締結者は、貿易一般保険運用規程第57条第３項により支払限度額の増額を行おうとするときは、原則として、最新の支払限度額の設定日から３月を経過した後であれば、保険の申込予定日の30日前までに別紙様式第２－２による貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社の支払限度額増額申請書を本店等に提出するものとする。  ６　特約書締結者は、輸出契約等の相手方に係る企総登録を特約書第２条第２項の規定により削除しようとするときは、原則として、特約期間満了日の３月前までに書面によりその旨を本店等に届け出るものとする。  ７　特約書締結者は、企総登録した輸出契約等の相手方の名称又は住所が変更された場合は、「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」（平成13年４月１日　01-制度-00065）第４条に規定する手続に従い当該輸出契約等の相手方の名称又は住所を変更するものとする。  （特約書の更新時における支払限度額の変更等）  第４条　特約書締結者は、特約書の更新時に貿易一般保険運用規程別表代２の「支払限度額の取扱い」の欄において「設定する」とされている輸出契約等の相手方について支払限度額を設定しようとするときは、原則として、特約期間満了日の３月前までに企総登録等申請書を本店等に提出しなければならない。  第５条～第31条　（略）  　　　附　則  　この細則は、平成13年４月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成13年10月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成14年４月17日から実施する。  　　 附　則  　この改正は、平成14年７月１日から実施する。  　　　附　則  　１　この改正は、平成14年10月１日から実施する。  　２　第20条の規定にかかわらず、2001年３月31日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生通知書及び入金通知書の写しを添付し、本店等に提出するものとする。  　　　附　則  　１　この改正は、平成15年４月１日から実施する。  　２　第14条、第15条、第17条及び第20条の規定にかかわらず、当分の間、貿易一般保険（船積後）損失発生通知書（OCRシート3 1 0 1　）、改正前の貿易一般保険（船積後）危険発生通知書（OCRシート3 1 0 1 ）、貿易一般保険（船積後）入金通知書（OCRシート3 1 0 2）及び貿易一般保険（船積後）保険金請求書（OCRシート3 1 0 3）による提出を認めるものとする。  　　　附　則  　この改正は、平成15年６月30日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成15年10月14日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成16年４月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成16年５月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成16年10月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成16年10月18日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成17年４月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成17年10月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成18年４月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成18年10月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成18年12月４日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成19年１月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成19年４月１日から実施する。  附　則  　この改正は、平成19年10月１日から実施する  別表１　（略）  別表２（第６条第１項関係）　（略）  別表３（第６条第３項、第４項及び第５項関係）  輸出契約等の重大な内容変更等  １　証券記載の船積期日の３月を超える延期又は最終対価の確認日の６月を超える延期  ２　代金等の決済条件の変更（最長ユーザンスの変更、船積期日又は対価の確認日をユーザンスの起算点とするもの以外の最終決済予定日（リテンション及びマイルストーンペイメントに係るものを除く。）の延期及び支払保証又は表示通貨の変更を含み、前受金の部分の変更を除く。）  ３　リテンションに係る代金等の最終決済予定日の延期（証券記載の決済予定日から６月を超える場合に限る。）  ４　マイルストーンペイメントに係る代金等の最終決済予定日の延期（証券記載の決済予定日から３月を超える場合に限る。）  ５　相手方、支払人又は日本貿易保険がＩＬＣ発行（確認）者を特定している場合の当該ＩＬＣ発行（確認）者の変更  ６　仕向国、支払国又はＩＬＣ発行（確認）国の変更  ７　輸出貨物又は仲介貿易貨物の変更  ８　当初又は内容変更承認後の代金等（元本に限る。）の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の代金等の額の５％以上かつ特約書に定める最低金額以上の増額  ９　海外支店等の再販売先の決定（船積後３月以内に決定したものに限る。）  別表４（第13条関係）　（略）  別表５（第20条関係）　（略）  別紙様式第１－１    別紙様式第１－２　（略）  別紙様式第２－１          別紙様式第２－２、別紙様式第３　（略）  別紙様式第４  貿易一般保険包括保険（企業総合）（新規・変更・修正）申（込・請）書  （略）  　＊ＯＣＲシートは、日本貿易保険の本支店及び（財）貿易保険機構の本支部にご用意しております（無料）。  別紙様式第５～別紙様式第２９　（略） |  |